

嘉手納基地内での即応訓練に対する意見書

平成23年2月25日、嘉手納基地広報局から、第18航空団が嘉手納飛行場において、技能の向上と航空団としての運用即応態勢を高めるために、部隊派遣を想定した諸手続及び訓練活動等の即応訓練を実施する旨の連絡を受けた。

訓練中、サイレン音や拡声器による放送等の音が、早朝から夜遅くまで幾度となく響いている。町民からは、住民感情を無視した基地の運用に疑念の声が上がり、度重なる訓練に対し強い憤りを覚える。

嘉手納基地の現状は、米軍再編ロードマップに掲げられた沖縄の基地負担軽減とは程遠く、恒常化が懸念されるF-22A戦闘機の一時配備や相次ぐ外来機の飛来による騒音増加、パラシュート降下訓練など、基地の運用を理由にますますその機能が強化され、過密な訓練が固定化されている状況にある。そのような中、去る2月23日、第18航空団所属のF-15戦闘機タイヤパンク事故も発生し、戦闘機等の安全管理に問題があるとともに、住民への安全対策に対する配慮が欠如している。

本町議会は、これまでも幾度となく基地機能強化につながる訓練等に対して、関係機関に中止を求め再三抗議要請を行っているにも関わらず、即応訓練が実施されることは到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地での即応訓練を一切行わないこと。
- 2 住民が実感できる負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月8日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長